

補助対象事業一覧

事業種目	事業内容	採択基準	補助額
被害防止施設整備事業	電気柵、防護柵等の設置	(1)野猿、猪等による農林作物被害防止対策を対象とするものであること。 (2)原材料及び副資材又は外注加工及び委託試験、その他町長が必要と認める経費であること。 (3)申請回数は、個人、共同設置分とも年度1回限りとする。 ※同一人・同一世帯で年1回のみ	事業費の1/2以内とし、下限を1万円、上限を10万円とする。 ただし、認定農業者は、20万円を限度額とする。 労務費は含まない。
有害鳥獣捕獲用わな購入事業	箱わな、囲いわなの購入	(1)野猿、猪、鹿等による農林作物被害防止対策を対象とするものであること。 (2)原材料又は外注加工及び委託試験、その他町長が必要と認める経費であること。 (3)申請は自治会単位とし、申請回数は年1回限りとする。	事業費の1/2以内とし、上限を5万円とする。
狩猟免許の新規取得事業	狩猟免許の新規取得	(1)下記の項目のすべてに該当する者 ア 新たに狩猟免許を取得した者 イ 免許取得後は、南伊豆町猟友会に入会し、町の有害鳥獣捕獲に協力することができる者 ウ 過去に狩猟免許の取消しを受けたことがない者 (2)補助対象事業費は、狩猟免許試験予備講習会受講料、狩猟免許試験手数料、医師の診断書料及びその他町長が必要と認める経費とする。	事業費の1/2以内とし、上限を2万円とする。

